

○富山県林道条例

昭和39年3月28日

富山県条例第51号

改正 昭和39年7月1日条例第73号
昭和39年10月5日条例第84号
昭和40年3月27日条例第12号
昭和43年3月23日条例第16号
昭和50年3月15日条例第21号
昭和52年3月25日条例第18号
昭和55年3月25日条例第20号
昭和56年3月24日条例第20号
昭和61年3月25日条例第23号
昭和62年3月14日条例第15号
平成元年3月25日条例第30号
平成5年3月26日条例第22号
平成6年3月28日条例第16号
平成7年3月17日条例第4号
平成7年6月30日条例第35号
平成8年3月27日条例第16号
平成9年3月26日条例第3号
平成11年3月17日条例第20号
平成11年12月22日条例第49号
平成12年3月24日条例第22号
平成15年6月30日条例第39号
平成17年3月25日条例第70号
平成26年3月26日条例第21号
平成31年3月15日条例第9号
令和4年3月25日条例第30号

〔富山県林道有峰線条例〕を公布する。

富山県林道条例

(昭39条例84・改称)

(趣旨)

第1条 この条例は、富山県林道の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(昭39条例84・一部改正)

(設置)

第2条 林産物の運搬と林業経営の振興を図るため、富山県林道（以下「林道」という。）を設置する。

(昭39条例84・一部改正)

(名称及び区間)

第3条 林道の名称及び区間は、次のとおりとする。

名称	区間
富山県林道有峰線	(1) 小見線 富山市亀谷から同市有峰猪根に至るまでの間
	(2) 湖周線 富山市有峰猪根から同市有峰東谷及び西谷を経て同市有峰猪根に至るまでの間
	(3) 大多和線 湖周線から分岐して富山市有峰大多和峠に至るまでの間
	(4) 小口川線 富山市水須から同市有峰祐延貯水池を経て同町不動谷に至るまでの間
	(5) 東谷線 湖周線から分岐して富山市有峰飛越トンネル内岐阜県境に至るまでの間
富山県林道真川線	(1)折立線 林道有峰線の湖周線から分岐して富山市有峰新折立トンネル有峰側入口に至るまでの間
	(2)真川線 富山市有峰新折立トンネル有峰側入口から同市有峰湯川谷に至るまでの間

(昭39条例84・全改、昭43条例16・平6条例6・平7条例35・平17条例70・一部改正)

(使用料)

第4条 林道を使用する者は、別表に定める額の使用料を納めなければならない。

(占用の許可)

第5条 林道に次の各号のいずれかに該当する工作物又は施設（以下「工作物等」という。）を設け、継続して林道を占用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

- (1) 林産物又は鉱産物の集積場又は積載施設
- (2) 工事用施設又は工事用材料置場
- (3) 電柱、電線又は高圧線
- (4) 用排水路、導水管又は下水道管
- (5) 通路
- (6) 前各号に掲げる施設に類する施設

2 知事は、前項の許可をする場合においては、管理上必要な条件を付することができる。

(占用料)

第6条 前条の規定により占用の許可を受けた者は、占用料を納めなければならない。

2 占用料の額については、富山県道路占用料条例（昭和37年富山県条例第15号）第2条の規定の例による。

(平元条例30・平26条例21・一部改正)

(使用料等の徴収方法)

第7条 使用料及び占用料は、現金で徴収する。

(使用料等の減免)

第8条 知事は、特別の理由があると認めるときは、使用料又は占用料を減免することができる。

(使用料等の還付)

第9条 すでに徴収した使用料又は占用料は、還付しない。ただし、知事は、災害その他特別の理由により林道を使用又は占用することができないと認めるときは、使用料又は占用料の全部又は一部を還付することができる。

(昭40条例12・一部改正)

(占用者の守るべき事項)

第10条 林道の占用の許可を受けた者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

ただし、知事の許可を受けた場合は、この限りでない。

- (1) 占用目的以外に使用しないこと。
- (2) 林道の施設、設備等の現状を変更しないこと。
- (3) 占用する権利を他に譲渡しないこと。
- (4) その他知事が指示した事項

(損害賠償)

第11条 林道を使用又は占用した者が故意又は過失により林道を損傷したときは、これによ

つて生じた損害を賠償しなければならない。

(細則)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(昭62条例15・旧第12条繰下、平17条例70・旧第13条繰上)

(罰則)

第13条 第5条第1項の規定に違反して林道を占用した者又は第10条の規定に違反した者は、5万円以下の過料に処する。

2 林道を使用又は占用した者が詐欺その他不正の行為により、使用料又は占用料の徴収を免れたときは、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

(昭62条例15・旧第13条繰下、平7条例4・平11条例49・一部改正、平17条例70・旧第14条繰上)

附 則

1 この条例は、昭和39年4月1日から施行する。

2 この条例施行の際現に林道に占用している者は、第5条の規定により知事の許可を受けた者とみなす。

附 則 (昭和39年条例第73号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和39年条例第84号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和40年条例第12号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和43年条例第16号)

この条例は、昭和43年4月1日から施行する。

附 則 (昭和50年条例第21号)

この条例は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則 (昭和52年条例第18号)

この条例は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則 (昭和55年条例第20号)

この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則 (昭和56年条例第20号)

この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則（昭和61年条例第23号）

この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則（昭和62年条例第15号）

この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（平成元年条例第30号）

この条例は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成5年条例第22号）

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成6年条例第16号）

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成7年条例第4号）

（施行期日）

1 この条例は、平成7年5月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前にした行為に対する過料に関する規定の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成7年条例第35号）

この条例は、平成7年7月12日から施行する。

附 則（平成8年条例第16号）

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成9年条例第3号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成11年条例第20号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成11年条例第49号）抄

（施行期日）

第1条 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第9条 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成12年条例第22号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成15年条例第39号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年条例第70号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第3条の表及び別表の備考第6項の改正規定は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成26年条例第21号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成31年条例第9号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

（富山県林道条例の一部改正に伴う経過措置）

6 この条例の施行の際現に第24条の規定による改正前の富山県林道条例の規定により占用の許可を受けている者の当該許可に係る占用の期間についての占用料の額は、同条の規定による改正後の富山県林道条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和4年条例第30号）

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

（平12条例22・全改、平17条例70・平26条例21・平31条例9・令4条例30・一部改正）

区分	使用料の額（1車両1回につき）	
	富山県林道有峰線	富山県林道真川線
大型車	4,900円	4,900円
小型車	2,000円	2,000円
自動二輪車等	500円	500円

備考

1 「1車両1回につき」とは、富山県林道有峰線の利用にあつては林道以外の道路から富山県林道有峰線に入り、林道以外の道路に出るまでの利用を、富山県林道真川線（備考第6項に掲げる区間を除く。）の利用にあつては当該富山県林道真川線の往復

に係る利用をいう。

2 「大型車」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 普通自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）第3条に規定する普通自動車をいう。以下同じ。）であつて、自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号。以下「省令」という。）別表第2第1号の貨物の運送の用に供するもの
- (2) 普通自動車であつて、省令別表第2第2号の人の運送の用に供する乗車定員11人以上のもの
- (3) 普通自動車であつて、省令別表第2第6号の特種の用途に供するもの
- (4) 大型特殊自動車（法第3条に規定する大型特殊自動車をいう。）

3 「小型車」とは、大型車及び自動二輪車等以外の自動車（法第2条第2項に規定する自動車をいう。以下同じ。）

4 「自動二輪車等」とは、二輪の自動車及び原動機付自転車（法第2条第3項に規定する原動機付自転車をいう。）

5 回数券による林道の使用料の額は、この表に定める額により算定した額を超えない範囲内において規則で定める額とする。

6 富山県林道有峰線の使用料の額には、富山県林道真川線の真川線のうち新折立トンネル有峰側入口から薬師岳登山口に至るまでの間及び折立線の使用料の額を含むものとする。